

病院見学に係る旅費の支給及び昼食の提供に関する基準

○趣旨

当院への就職を希望する医師または医学生に対し、見学にかかる経済的負担を軽減するために、以下のとおり旅費を支給し、昼食をご用意します。

○対象者

当院への就職を希望する医師、初期研修医、医学部5・6年生および卒業後1年以内の卒業生。

※三重県を除く地方公共団体、または他の医療機関が運営する医師奨学金の貸与を受け、就業または研修をする病院が限定されている方は対象外とします。

※医学部6年生及び卒業生のうち、マッチング面接申込締切日以降の見学に関するものは対象外とします。

○支給額等

【交通費】

「伊勢市病院企業職員等の旅費に関する規程」に準じて算定した鉄道賃相当額を支給します。

※見学等で他の医療機関に立ち寄る場合の支給額は、片道相当額を上限とします。

※医学生または卒業生に対する支給額は、下記計算方法にて支給します。

- ・交通費が1万円以内の場合は、その全額を支給
- ・交通費が1万円を超える場合は、2万5千円を上限に

1万円 + (交通費 - 1万円) ÷ 2 で算定された金額を支給

【宿泊費】

1泊分の宿泊に要した金額を支給します。(上限9,000円)

【昼食】

見学時、昼食をご用意します。

○必要書類

- ・医師または初期研修医：医師免許証の写し
- ・医学生または卒業生：在学が確認できる書類（在学証明書、学生証等）
- ・宿泊費にかかる領収書